

広島文化学園大学・短期大学公的研究費に係る不正取引に対する対応・処分方針

1 目的

この方針は、「広島文化学園大学・短期大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針」に基づき、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定めることを目的とする。

2 定義

この処分方針に係る「取引停止」とは、競争入札における入札参加資格の停止、随意契約における取引業者への選定の停止をいう。

3 不正取引への対応

最高管理責任者（大学にあっては大学の最高管理責任者、短大にあっては短大の最高管理責任者を指す。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する行為があったと認められる取引業者に対しては、取引を停止する措置を講ずるものとする。

- (1) 調査に当たり、虚偽の申告をしたとき。
- (2) 入札又は見積りに際し、不正の行為があったとき。
- (3) 契約の履行に際し、品質、数量等につき不正の行為があったとき。
- (4) 本学の構成員に対する贈賄が発覚したとき。
- (5) その他、本学に不利益を及ぼす行為があったとき。

4 取引停止期間

最高管理責任者は、前条各号に定める措置要件に該当する場合は、6か月以上1年以下の期間を定め、取引停止の措置をとる。ただし、最高管理責任者において即時の取引停止が本学の教育研究活動に著しく影響を及ぼすと判断した場合は、一定期間を経た後に、取引停止とすることができる。

5 取引停止期間の変更

最高管理責任者は、取引停止の措置を行う場合において、当該業者が極めて悪質であると認められるとき又は情状を酌量すべき特別な理由が認められるときは、取引停止の期間を変更することができる。

6 取引停止措置の通知

最高管理責任者は、取引停止又は取引停止の解除を行ったときは、当該業者に対し、書面により通知するものとする。

7 不正取引対策に関するルール

不正取引対策に関するルールは次のとおりとする。

- (1) 業者へ不正取引対策の周知を行う。
- (2) 補助金に関わる業者に対し、不正を行わない旨の誓約書の提出を求める。

8 業者への通知内容

不正取引対策の業者への通知内容は次のとおりとし、周知方法は、本学ホームページに掲載することにより行う。周知の時期、回数に関しては、ホームページに掲載するとともに、内容に変更があった場合には速やかにホームページを更新するものとする。

- (1) 本学の不正防止に関する基本方針
- (2) 本学の研究費等に係る不正取引に対する処分方針

9 誓約書の提出

誓約書の徴取については、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する業者から誓約書を徴収する。

- ① 1回の取引額が100万円以上、又は1年間の取引件数が10件を超える業者
- ② ①のほか、事務局が必要と認めた業者

(2) 次の業者等は誓約書の徴収の対象から除く。

- ① 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- ② 学校法人
- ③ 国際組織、外国企業等
- ④ 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
- ⑤ 弁護士・会計監査法人・税理士・特許事務所等
- ⑥ 商取引の相手方ではない個人
- ⑦ その他、本件対象になじまないと本学が判断した業者等

(3) 誓約書の徴取回数は1回とし、本学の不正取引対策に関する方針やルール等を見直した場合には改めて徴取することとする。

10 取引状況の確認

大学・短期大学事務局は特定業者への発注等が必要以上に存在していないか適宜把握するとともに、必要に応じて本学の未払金と業者の売掛金を照合するなど取引状況の実態確認を行う。

11 庶務

この方針に関わる事務手続は、大学・短期大学事務局が行う。